

## 一般社団法人島根県医師会倫理審査委員会規程

### (目的)

第1条 一般社団法人島根県医師会（以下「本会」という）は、本会会員が実施する臨床研究を適正に推進するために、「ヘルシンキ宣言」の倫理的原則に則り、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（以下「倫理指針」という）に基づいて、本会に有識者から成る本会倫理審査委員会（以下「委員会」という）を設置し、その事務遂行のために本会倫理審査委員会規程（以下「本規程」という）を定める。

### (定義)

第2条 本規程における各用語の定義は、特に定める場合を除き、「倫理指針」の定めるところによる。

### (責務)

第3条 委員会の長（委員長）は、本会会長から審査を依頼された次の各号について、倫理指針の定めるところにより、審査を行い、必要な意見を本会会長に答申する。

(1) 本会会員が所属する施設で研究を行おうとする場合であって、自施設で倫理審査委員会を開催できない場合に、当該施設の長から審査を依頼された臨床研究に関する  
こと

(2) その他

### (組織)

第4条 委員会は、本会会長が指名する者をもって組織する。

### (事務)

第5条 委員会の事務局を本会に置く。

### (委員会の開催)

第6条 委員会は本会会員より審査の申請があった場合、あるいは本会会長が委員会開催の必要を認めた場合、委員長は委員会を招集し、開催する。

### (雑則)

第7条 第3条（責務）、第4条（組織）、第5条（事務）、第6条（委員会の開催）に関して、各条に定めるものの他、各条の施行に必要な事項は、本会倫理審査委員会業務手順書に定める。

### (改廃)

第8条 本規程の改廃は本会会長が行う。

### 附則

この規程は、令和元年5月19日から施行する。